

(別紙1)

令和4年度 多面的消費者教育（普及啓発広報）推進事業 業務委託 仕様書

1 業務の名称

令和4年度多面的消費者教育（普及啓発広報）推進事業業務

2 目的

世代ごとに特色のある消費者トラブルの相談事例や解決方法について、テレビ及びラジオ等を利用し、世代ごとの特色に応じた情報提供手段による広報を行うことにより、消費生活に関する正しい知識や的確な判断力が身に付くよう、効果的な普及啓発を行う。

なお、令和4年度は、4月からの成年年齢の引き下げによる若年者の消費生活トラブル防止のため、新成人及びそれに近い年代の若者の当事者意識の醸成を重点事項とする。

3 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 広報の項目及び手段等

県が必ず実施するものと定める事項（以下「必須事項」という。）及びコンペ参加者が目的を達成するうえで効果的であると考ええる企画内容（以下「自由提案事項」という。）の両者を組み合わせ効率的に業務を実施する。

(1) 必須事項

下記に掲げる業務。具体的な仕様については、【別紙】「必須事項仕様」による。

- ア テレビCMの制作・放送
- イ テレビ・ラジオコーナー番組の制作・放送
- ウ ラジオCMの制作・放送
- エ フリーペーパーへの広告掲載
- オ 新聞紙への広告掲載
- カ オンライン動画広告配信
- キ 注意喚起啓発物品の制作

(2) 自由提案事項

必須事項に加え、本事業の目的に合致した効果的な企画があれば、提案すること。実施に要する経費は、必須事項に要する経費を合わせ、委託料の上限額の範囲内とする。

5 県において行う事務

- ・消費生活に関する相談事例及び解決方法等の情報提供。
- ・まてのすけ画像（別紙）のデータ提供。
- ・その他必要な指示、助言等。

6 受託者において行う事務

- ・ 情報提供を効果的・効率的に達成することができる利用媒体の選定。
- ・ 啓発の実施時期・回数・内容等に係る企画立案。
- ・ メディアとの連絡調整、啓発の実施。

7 成果品

- ・ 啓発内容に係る記録（DVD等電子媒体を含む）の提出。

8 広報内容の例

- ・ 別紙「令和3年度多面的消費者教育推進事業内容」のとおり。

【別紙】「必須事項仕様」

項 目	世代ごとに特色のある消費者トラブルの事例や解決方法等		
	若者（概ね 18～29 歳） 向け	成人一般（概ね 30～64 歳）向け	高齢者（概ね 65 歳以上） 向け
(1) テレビ CM (30 秒)	○	○	○
	45 本以上	35 本以上	35 本以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・各 1 種以上作成。 ・各年代への訴求を勘案した放送局及び時間帯を選定すること。 ・放送実施のうち、 <ol style="list-style-type: none"> (1)「高齢者の消費者トラブル 110 番週間」（令和 4 年 9 月 12 日～16 日） (2)「若年者の消費者トラブル 110 番週間」（令和 5 年 1 月 16 日～20 日） の前週から集中的に放送すること。 		
(2) テレビ・ ラジオ コーナー 番組 (5 分程度)	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方局制作の情報番組等内において、年 3 回以上。 ・各 1 種以上作成。 ・各年齢層への訴求を勘案した放送局及び時間帯を選定すること。 ・若者向けとして、消費者 110 番（5 月 31 日）の前の週に放送すること。 		
(3) ラジオ CM (20 秒)	○	○	○
	20 本以上	20 本以上	20 本以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 種以上作成 ・各年代への訴求を勘案した放送局及び時間帯を選定すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)「高齢者の消費者トラブル 110 番週間」（令和 4 年 9 月 12 日～16 日） (2)「若年者の消費者トラブル 110 番週間」（令和 5 年 1 月 16 日～20 日） の前週から集中的に放送すること。 		
(4) フリー ペーパー への広告 掲載	○	○	○
	1 回以上	1 回以上	1 回以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・いわにちリビング等 3 段 1/2 ・ 1 種以上作成 ・若者向けとして、消費者 110 番（5 月 31 日）の前の週に掲載すること。 		

(5) 新聞紙 への広告 掲載	○	○	○
	1回以上	1回以上	1回以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1種以上作成 ・ 若者向けとして、消費者110番（5月31日）の前の週に掲載すること。 4段1/4 ・ 成人一般向けとして、多重債務者相談強化キャンペーン期間（9月～12月）に掲載すること。 4段1/4 		
(6) オン ライン動 画廣 告	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・ YouTube、Facebook、Instagram等のオンライン動画広告により、上記テレビCMを5ヶ月以上配信すること。 		
(7) 注意喚 起啓発物 品	○	○	○
	<p>① 若年者（主に学生）をメインターゲットとし、文房具、生活雑貨等日常的に一定期間継続して使用できるものを注意喚起啓発物品として作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個数：6,000個 ・ デザイン：自由（但し、「消費者ホットライン 188」の文言は必須とすること。） <p>② 梱包及び発送 上記①で作成した注意喚起啓発物品を梱包し、県民生活センター及び県内全市町村（33）に発送（発送時期、各枚数等は後日協議）</p>		

- ※1 広報に当たって、「いわて消費者トラブル防止啓発キャラクター まてのすけ」を使用する場合は画像データを提供すること。
- ※2 「テレビCM」と「ラジオCM」は、本業務終了後も、一般消費者を対象とした出前講座等、県で実施する広報啓発事業において、引き続き使用することを想定していること。
- ※3 個別の広報内容、実施時期、実施期間等について、事前に県民生活センターと協議を行うこと。